

農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案の概要

平成22年3月12日閣議決定

法律案の趣旨

本法案は、農山漁村における六次産業化を総合的に推進するための第一歩として、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業経営の改善を図り、農林漁業の持続的発展と農山漁村の活性化への寄与を目的とするもの

農山漁村における六次産業化の推進の基本理念・意義を明確にした**基本方針**を関係省庁と協議の上、**農林水産大臣が策定**

国は認定した計画について、金融上の支援措置等を講じる

(1) 総合化事業計画(農林水産大臣が認定)

- ・農林漁業者等が、農林水産物及び副産物(バイオマス等)の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動に関する計画
- ・農林漁業者等の取組に協力する民間事業者(促進事業者)も支援対象
- ・計画の対象は、農林水産物・副産物に加え、農山漁村に存在する土地、水その他の資源

認定計画に対する支援措置(法律の特例)

- ・農林漁業者向けの無利子融資資金の貸付対象者を拡大(促進事業者)、及び償還期間・据置期間を延長(償還期間:10年→12年、据置期間:3年→5年)(**農業改良資金通法等の特例**)
- ・直売施設等を建築する際の農地転用等の手続を簡素化(**農地法、酪肉振興法、都市計画法の特例**) 等

(2) 研究開発・成果利用事業計画(農林水産大臣及び事業所管大臣が認定)

- ・民間事業者等が、上記の事業活動に資する研究開発及びその成果の利用を行う事業活動に関する計画
- ・計画の対象は、農林水産物・副産物に加え、農山漁村に存在する土地、水その他の資源

認定計画に対する支援措置(法律の特例)

- ・新品種の品種登録に要する出願料等を1/4に減免(**種苗法の特例**)
- ・研究開発・成果利用に必要な施設を建築する際の農地転用の手続を簡素化(**農地法の特例**) 等

その他

- ・関係省庁相互間の連携を図り、本法案に基づく措置とその他の農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進